新型コロナウィルス感染症拡大に伴う指導・監査等の運営方法の変更について

平素より当協会の指導・監査についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当協会では、原則年1回、施設に対して実地による立入調査を実施しているところです。 しかしながら、今般、政府より、東京都はじめ複数の自治体に新型コロナウィルス感染症に関する 緊急事態宣言が再発出され、更に「まん延防止等重点措置」の対象区域の拡大も拡大の傾向に あります。

本状況を踏まえた結果、感染拡大防止の観点から、同宣言及び同措置が発出されていない地域を含め、下記の通りオフサイト調査(調査に必要な資料を提出いただき実施する書面等による調査)に切り替えて保育施設の調査を実施することといたします。

オフサイト調査は、新型コロナ感染症拡大を受けての緊急対応であり、今後の感染状況等によっては施設における実地調査に再度切替えることもありますので、ご理解の程お願いいたします。 但し、一旦オフサイト調査による実施を決定した施設は、実地調査に切り替えることはございません。 ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 期間

- ① 2021年7月20日(火)から当面の間
- 2. オフサイト調査を実施する施設の考え方
 - ① 前年度の立入調査をオフサイト調査で実施していない施設(原則)
 - ② 前年度以前2年間の立入調査において、連続して同じ文書指摘がない施設
- 3. オフサイト調査へのご協力のお願い
 - ① 原則、調査資料はデータでの提出をお願いいたします。
 - ② 資料確認後、電話・Web 会議システム等を利用した聞き取り調査を実施いたします。
- 4. 書類など調査資料提出期限
 - ① 概ね監査の10営業日(土日祝日を除く)前までに、資料・データの事前提出をお願いいたします。

5. 留意事項

- ① 施設、法人等において、立入調査を至急実施しなければならない必要が生じた場合は、 緊急事態宣言発出中であっても実地で指導・監査を行います。
- ② オフサイト調査により問題が確認された場合又は関係部署等からの情報提供等により 今後問題が生じるおそれがあると認められる場合は、緊急事態宣言解除後に 実地で立入調査を行います。